11回

平成30年第 総 会

11月

白井市農業委員会会議録

平成30年11月7日 開会 平成30年11月7日 閉会

白井市農業委員会会議録

平成30年11月7日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

- 2. 秋 谷 茂 男
- 3. 川 上 洋
- 4. 押 田 勝 巳
- 5. 海老原 清
- 6. 山崎雅巳
- 7. 伊藤治
- 8. 秋 本 善 久

農地利用最適化推進委員の欠席は次のとおり

1. 齋藤和博

本日の議案は下記のとおり

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第5号 平成30年度第7次農用地利用集積計画について

報告 · 協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他
 - 12月の事前審査会、総会の日程について
 - ・申請受付締め切り 11月22日木曜日
 - 事前審査会(案) 11月30日金曜日

第1班 午前9時から 本庁舎2階災害対策本部2

·総 会(案) 12月 6日木曜日

午後4時00分から 本庁舎2階災害対策本部3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 こんにちは。定刻少し前ですけれども、始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、平成30年11月定例総会に出席いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

朝晩、気温のほうもだいぶ涼しくなりまして、風邪等ひかないよう健康には十分気 をつけていただきたいと思います。

そしてまた、先月のブロック別農業委員の研修会、それから農地パトロール等、大変お疲れさまでございました。

そしてまた、今月の22日の平成30年度経営力強化シンポジウム研修会のほうの参加 についても、よろしくお願いしたいと思います。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより平成30年11月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、5番、福田孝一委員、6番、内藤秀樹委員を指名します。 説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

事務局、高橋でございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので 提出いたします。

平成30年11月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、十余一字清戸道東48番50、他1筆。

地目、畑、現況、畑。

地積、2筆合計で2,243平方メートル。

権利者、白井市十余一番地の、〇〇〇〇。

経営面積、137アール。

義務者、白井市十余一 番地の内 、〇〇〇〇。

事由、所有権移転、売買でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

笠 井 会 長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。 宇賀義則委員、お願いします。

宇賀義則委員 2班班長の宇賀です。

議案第1号1番について、調査報告をいたします。

資料1番です。

当日は権利者、〇〇〇〇さん、義務者、〇〇〇〇さん、それぞれご本人が出席されました。

申請地は市役所から北東へ約4キロメートルに位置しております。

申請地の現状ですが、48の50についてはトラクターで整地されており、48の53については、一部野菜が作付され、残りは整地されています。

進入路については、隣接する自己所有農地からにより進入が可能です。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて、報告いたします。

権利者の所有する主な農機具は、トラクター2台、スプレーヤー2台、運搬車2 台と農機具はそろっております。

労働力は、世帯員が4人で、4人とも農業に従事しています。

年間従事日数は300日、技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長による審査内容の報告がございましたが、地区担当員の 方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の山崎雅巳委員お願いします。

山崎雅巳委員 谷田、清戸、十余一地区担当推進委員、山崎です。

義務者、○○○○さんにお話を伺いました。

今回申請の出ている農地は、15年ほど前からみずから耕作されておらず、知人に貸したり、管理してもらっていたということです。

○○さんの話では、現在作付せずに、耕運などの管理のみという農地も多いそうで、 農業経営の規模は縮小していきたいという意向のようです。

後継者である長男〇〇さんにもお話を伺いましたが、〇〇さんも体調面の不安があるそうで、〇〇さん自身も、農業経営の規模は縮小の意向ということです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

質疑、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者举手〕

笠 井 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

事務局、高橋でございます。

議案第2号につきましては、別紙のとおり、取下願が提出されておりますので、取り下げとなります。

以上でございます。

笠井会長 わかりました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局、高橋でございます。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、下記のとおり、農地法第5条第3項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成30年11月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、折立字向地618番15の一部。

地目、畑、現況、畑。

地積、660平方メートルの内250平方メートル。

権利者、白井市折立 番地の ○○○○、○○○○。

義務者、白井市折立 番地、〇〇〇〇。

申請事由、一時転用を伴う賃貸借権の設定、保育園園庭。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠 井 会 長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。 宇賀義則委員、お願いします。

宇賀義則委員 2班班長の宇賀です。

議案第3号1番について、調査報告をいたします。

審査資料3番をごらんください。

まず立地基準ですが、申請地は、市役所から北西に約1.7キロメートルに位置しております。

進入路は、隣接する保育園の敷地からにより確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、第1種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、申請人は現在保育園を営んでおり、このたび古くなった保育園を 建てかえることになりました。

新園舎は、618の12の現園庭に計画されており、建築完了後に既存建物を解体して 園庭にするとのことで、その新園庭が完成するまでの間、本申請土地を仮園庭として 一時転用し、使用したいということです。

また、参考までに、本申請は、申請にかかわる農地を仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであることから、非許可の例外事由となります。

次に、一般基準ですが、本申請は仮園庭用地ということで、申請面積は250平方メートルであり、事業計画との関係においては、面積妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。 周辺農地への支障ですが、近隣説明で、意見は特になしとのことです。

また申請地は、十地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の 方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の押田勝巳委員、お願いします。

押田勝巳委員 折立担当地区の押田です。

きのう義務者の○○○○さんと会って、話を詳しく聞いてきました。

それで○○○○さんは、現在農地はたくさん持っているのですけれども、後継者というか、子供、孫等は農業には従事していないので、今、管理しているだけの状態ですので、耕作はする見込みはないということで、今、時期的に貸して転用しても、農業収入とかそういうのは全然問題ないということなので、○○○○のほうから話があったときに、喜んで承諾したそうです。

○○○○さんは高齢で、お子さんも孫も一緒の敷地にはいるのですけれども、全部 別の仕事をしていまして、知り合いに土地管理を頼んでいるということで、しばらく はきれいにできるということでしたので、問題ないと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

質疑、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。

許可相当意見について、県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者举手]

笠 井 会 長 賛成全員です。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題 といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局、高橋でございます。

議案第4号につきましては、別紙のとおり、取下願が提出されておりますので、取り下げとなります。

以上でございます。

笠井会長 わかりました。

次に、議案第5号 平成30年度第7次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局、高橋でございます。

議案第5号 平成30年度第7次農用地利用集積計画の決定について、白井市長より、 農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり平成30年度第7次農業 地利用集積計画(案)の協議がありましたので提出いたします。

平成30年11月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

6ページをごらんください。

市長からの協議文となります。

7ページをごらんください。

1番、清戸字角堀込377番1、他4筆。

地目、畑。

利用権設定面積、5筆合計で1万636平方メートル。

種類、賃貸借権。

内容、畑作。

期間、6年。

賃料、5筆合計で10万円。

支払方法、口座。

利用権を設定する者、白井市清戸 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、柏市布瀬 番地、〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。 経営面積、835アール。

新規です。

2番、根字下郷谷35番5、他1筆。

地目、畑、樹園地。

利用権設定面積、2筆合計で3,087平方メートル。

設定する利用権、種類、賃貸借権。

内容、果樹。

期間、30年。

賃料、2筆合計で3万円。

支払方法、直接持参。

利用権を設定する者、埼玉県所沢市大字山口番地の、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市白井 番地、〇〇〇〇。

経営面積、72アール。

備考、義務者変更でございます。

以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

1番については、新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。

内藤秀樹委員、お願いします。

内藤秀樹委員 内藤です。

先日、○○さんのところへ伺って、お話を伺ってきました。

この土地は、たしか一昨年だと思いますけれども、〇〇〇〇さんが耕作するということで、農業委員会に上がったのですが、〇〇〇〇さんが耕作しきれなくなって、誰かに、そのまま耕作せずに放っておくと荒れてしまうので、〇〇〇〇さんの紹介で、〇〇〇〇を紹介されて、〇〇さんと〇〇さんは親戚関係があるらしくて、それで〇〇さんが〇〇さんに〇〇〇〇を紹介して、今回〇〇さんの土地をお借りして、〇〇〇〇さんが耕作するようになったということです。

以上です。

笠 井 会 長 ありがとうございます。

地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

押田委員。

押田勝巳委員 貸借なのですけれども、今借りて、集積していたのに変更ということで、取り下げ、 会社のやつは、書類。

内藤秀樹委員 取り下げは、特にはないのだと思うのですけれども。

押田勝巳委員だって前、契約していたはずなのですよね。

だったら下げて、今度こっちを新規の形にしなければ、だめではないですかね。

内藤秀樹委員 これは、どうなのですかね。

押田勝巳委員事務局、お願いします。

事務局農地台帳を確認してきます。

ちょっと時間をください。

押田勝巳委員 そうじゃないと二重。

笠井会長 ちょっとお待ちいただけますか。

押田勝巳委員 多分合意解約で、解約書出していないと、まずいですよね。

ただ期間が切れてしまったりしていればあれだけど、1年とかで。

事務局 農地台帳のほうを確認しましたところ、貸し借りの事実は記載ございません。

笠井会長 では、これは新規ということで。

事務局はい。

笠井会長 わかりました。

押田さん、よろしいですか。

押田勝巳委員はい。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

芦田委員。

声田恵子委員 一つ質問したいのですけれども、○○○○さんは、ここのところ白井市で農地を買い入れることをすごく多いのですけれども、特に清戸とかあの辺、神々廻あたり多いのですが、多分大豆をつくっていると思うのですが、今のところの状況とか現況、やはりきれいに、本当にきれいにしているのか、それがまた荒れて草だらけになったりしているのか、現況はどうなのか、地区の人で見ている方で、何か報告があったら教えてほしいのですが。

齋藤和博委員 私、神々廻なのですけれども、神々廻の状況は、毎年きれいに作付しています。

芦田恵子委員 きれいにしてくれるのが条件で、多分貸すと思うので。

ただ、あまりにも今回の面積が大きいと、相手も法人なので、大型機械もあるでしょうけれども、現況が、周りの農地に対して迷惑かけることがあるということもあり得るので、ほかの地区とかはどうなのでしょうか。

神々廻が特に今のところ多いのかもしれないのですが。

今井幹代委員 十余一とかありましたよね。

山崎雅巳委員 十余一も問題なく毎年植えられています。

芦田恵子委員 わかりました。

笠井会長 内藤さん。

内藤秀樹委員 谷田と清戸に関しても、今まで出たあの辺では、全てきれいに大豆を耕作されています。

芦田恵子委員 ありがとうございます。

笠井会長 よろしいですか。

芦田恵子委員はい。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第5号 平成30年度第7次農用地利用集積計画の決定について採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者举手]

笠 井 会 長 賛成全員です。

議案第5号 平成30年度第7次農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局、高橋でございます。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により 専決処分したので、これを報告いたします。

平成30年11月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

次ページをごらんください。

専決処分書となります。

農地法第3条の3第1項の規定による届出です。

11ページにわたり、1番から7番まで、相続の届出です。

次に、12ページをごらんください。

農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内農地の転用届出です。

続きまして、13ページをごらんください。

農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内農地の所有権移転を伴う転用 届出です。

14ページをごらんください。

軽微な農地改良の届出です。

次第に戻っていただきまして、12月の事前審査会、総会の日程につきましては、申請受付締め切りが11月22日木曜日となります。

事前審査会が、11月30日金曜日となります。

こちらは、第1班の担当となります。

午前9時から、隣の本庁舎2階災害対策本部2で行います。

総会が、12月6日木曜日午後4時から、本庁舎2階災害対策本部3、ここの場所となります。

報告事項は以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。

長時間にわたり、慎重なる審議を賜りありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長 笠井行雄

白井市農業委員会議事録署名人 福田孝一

白井市農業委員会議事録署名人 内藤秀樹